



# 外部送信規律に関する総務省令案について

(第18回資料 1との修正点)

---

2022年9月7日  
事 務 局

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

- 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次のいずれかに該当する電気通信役務であつてあつて、ブラウザ又はソフトウェアその他のアプリケーション（利用者が使用する電子計算機パーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器において動作するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）により提供されるものとする。
- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務  
＜利用者間のメッセージ媒介サービス等＞
  - 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に当該情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務  
＜SNS・電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール等＞
  - 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。以下次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務  
＜オンライン検索サービス＞
  - 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの  
＜各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）＞

(利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

- 法第二十七条の十二の規定により利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置くの電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行うおとすときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を表示しなければならない当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

＜通知又は公表の方法に関する共通事項＞

- 一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
- 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に到達し、及び確認できるようにすること。

- 2 法第二十七条の十二の規定により前項の利用者に通知するときは場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

＜通知の方法＞

- 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を表示掲載したウェブページ若しくはソフトウェアにより表示される画面の所在に関する情報を記載した通知を当該利用者の電気通信設備の映像面に能動的即時に表示すること（次条に掲げる当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部について容易に到達し、及び確認することができるようにすること。）。
- 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が認識し理解しやすい形で通知を容易に認識できるように表示すること。

- 3 法第二十七条の十二の規定により第一項の利用者が容易に知り得る状態に置くときは場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

＜公表の方法＞

- 一 ホームページ（利用者が電気通信役務を利用する際に通常最初に表示されるウェブページをいう。以下この号において同じ。）、情報送信指令通信を行うウェブページ（ホームページを除く。）又はこれら当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 二 ソフトウェアの起動前、当該ソフトウェア情報送信指令通信を行うアプリケーションの起動後を利用する際において、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面若しくは又はそこ当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が認識し理解しやすい形で容易に到達できるように表示すること。

(利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

- 法第二十七条の十二本文の総務省令で定める利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置く事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。 ＜通知又は公表を行う事項＞
- 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の項目内容
- 二 前号に掲げる規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を送信を受け、これを取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 三 第一号に掲げる規定する情報の送信先における利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)

- 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報は、次の各号に掲げる情報ものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

<通知又は公表を要しない事項>

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報
- 二 利用者が当該電気通信役務を利用する際にした情報を記録し、又は当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 三 利用者が当該電気通信役務を利用する際に当たり行つたした認証に関する情報を記録し、又は当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- 四 当該電気通信役務に対する不正アクセスその他の不正な利用行為の検知等を行い、又は当該不正な利用行為による被害の軽減等を図るために必要な情報
- 五 適正なルーティング、データ欠損の検出その他電気通信ネットワークの適正化を図る当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

- 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、同号イに規定する措置に関する次の各号に掲げる事項ものとする。

<オプトアウト措置に関する事項>

- 一 当該法第二十七条の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている事実場合にあつては、その旨
- 二 オプトアウト措置が同法第二十七条の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別
- 三 当該オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
- 四 利用者が当該オプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の提供利用にが制限があるされることとなるときは、その内容
- 四 当該措置が同号イ(1)又は(2)のいずれの措置への該当性
- 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。）の項目内容
- 六 利用者に関する前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を送信を受け、これを取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 七 情報送信指令通信によつて送信されることとなる利用者に関する情報の送信先における第五号に規定する情報の利用目的